



I 総則

1. 計画の目的

計画の主な目的は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、大阪市防災会議*が策定した計画に準じて、浪速区域内において発生しうる震災や風水害等の災害に対する予防、応急対策、復旧等の措置に関する事項を定めることにより、区役所、区内行政機関、その他関係機関等が有する資源・機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力して防災活動を総合的、計画的に実施し、区域及び区民の生命、身体、財産を保護することです。

※大阪市防災会議

市長を会長として、法第 16 条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、市域の防災に関する重要事項等について、市長の諮問に応じて調査、審議並びに意見を述べる。

2. 法令等との整合

この計画は、浪速区における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、大阪市地域防災計画を始め、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

3. 計画の修正

この計画は、必要と認めるときはこれを修正する。

4. 計画の習熟及び推進

区役所は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。